

第26回専門学校教育研究会（令和4年1月25日）

「専門学校の現下の課題と今後の展望」基調報告

「職業実践専門課程：先導的試行の戦略的再始動について」

公益社団法人 東京都専修学校各種学校協会

副会長 関口 正雄

目次

1. 専門学校の実況への評価
2. 専門学校の実度上の曖昧さ
3. 専門学校の実社会的評価に向けた戦略的方向
4. 先導的試行としての再始動
5. 職業実践専門課程認定要件の見直し 参照資料①
6. 職業実践専門課程による社会的信頼獲得に資する仕組みとしての
公的助成と第三者評価
7. 専門学校全体としての課題と支援

参照資料②～④

1. 専門学校現状への評価（その1）

現勢

①専門学校進学率 2009年度→2018年度 14.7%→15.9%
(大学 47.3%→49.7%、短大6.2%→4.6%)

②社会人の学び直し 専門学校就業者在籍数 63,902人 (25歳以上の大学在籍者数 28,258人、
入学者割合 OECD下から2番目1.7%、OECD平均 16.6%)

③留学生の受け入れ 2016年専門学校留学生卒業生数 19,938人
(大学 11,690人)

制度上の地位向上の動きの結果

①一条校運動と先導的試行としての職業実践専門課程

②公的支援 修学支援制度、職業実践専門課程認定校に対する都道府県補助への特別交付税措置

1. 専門学校の実況への評価（その2）

①入学者確保等の現勢は、社会的評価として十分か？

②社会人入学者は、大学に比して優勢。しかし、学び直しにおける厚生労働省専門実践教育訓練では、医療系資格養成施設としての評価はあるが、一方、職業実践専門課程は支持されていない

③高度専門士課程は、在籍者数を増やしつつあるが、高度性の担保という点での社会的評価については、不十分！

④先導的試行としての職業実践専門課程の社会的認知と評価は？

2. 専門学校の制度上の曖昧さ（その1）

①教育再生実行会議第五次提言（平成26年3月）

「専修学校専門課程(専門学校)は、a.教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしもb.適切な社会的評価を得られていない」

→「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」を提唱、専門職大学設立へ。

→「教育の質の制度上の担保」との要件が加われば、専門学校は、期待された新たな職業教育機関となる可能性があったのではないか

→専門学校における教育の質の制度上の担保は検討されず、新たな教育機関は、大学という制度の内側において専門職大学として誕生

→a.「制度上の担保」とは結局「大学の制度の内側に入ること、すなわち大学になること」。

もし高等教育段階の「教育の質の制度上の担保」が大学においてのみ可能であるなら、そもそも専門学校において教育の質の制度上の担保はこの先も不可能ということになる

2. 専門学校の制度上の曖昧さ（その2）

b. 「適切な」というのは何にとって適切で相応しいのか？

→専門学校の現勢に対して相応しい社会的評価が得られていない？あるいは「適切な」は、高等教育機関としての相応しさ？その意味での適切な社会的評価は得られていない、という解釈

→専門学校はこれだけの現勢を確保する存在であるから一定の社会的評価を得ているだろうけれど、高等教育機関としては評価されているとは言えない、とこの文章は言っている

→この一文全体は、「専門学校には、教育の質の制度的担保は存在しない、担保が存在しないから、高等教育機関としての社会的評価が得られていない」とだけ言って、専門学校を突き放している

→さらに、「制度上の担保」が「大学になる」ことで得られるとすると、この一文は「専門学校は、大学ではないから（大学のような）適切な社会的評価は得られていない」と言っていることになる

→専門学校は今後、教育の質の制度上担保を専門学校制度として目指すべきなのか、それはどのように可能なのかについて一切言及なし。専門学校は、突き放されたまま身動きができないでいる 改めて専門学校がいかに関教育制度上不安定・不透明な位置づけにあるかを、この一文により思い知らされる

* 関口、文部科学省「#知る専 リレーコラム」2021.10.11より

2. 専門学校の制度上の曖昧さ（その3）

②「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成25年3月）

→専門学校の学校評価の設計は、小学校の規程に準拠。学校関係者評価もそこから出ている。

③専修学校と専門学校

→制度としての専門学校の分かり難さ

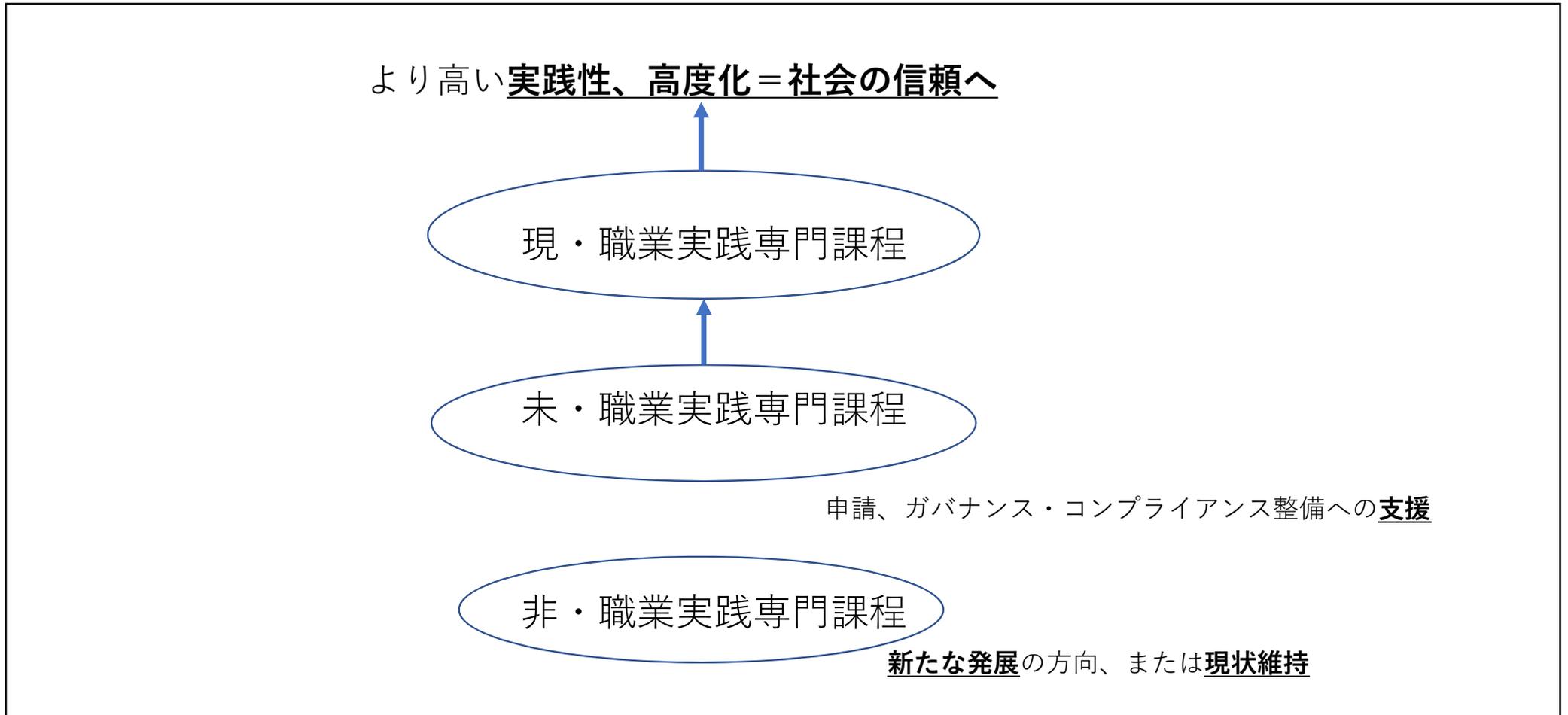
専門課程、高等課程、一般課程/専門士、高度専門士/職業実践専門課程

④職業教育自体への国の評価の低さ

→「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（中教審答申）」（平成30年11月）における職業教育体系の欠如

→職業教育分野分類・東京規約・NQFへの消極性

3. 専門学校の社会的評価に向けた戦略的方向



4. 先導的試行としての再始動

専修学校構想懇談会報告書『専門学校の新たな取り組み』東専各平成15年3月

→ 高度な職業教育を提供する専門学校を伸長し、それを核として将来像を構想する（様々なレベルの混在する専門学校を全体として向上させ信頼を得るのは困難）

→ 全専各の一条校化運動も基本方針は同じ

→ この方向性の一定の成果が、職業実践専門課程

→ しかし内閣府第五次提言を経て専門職大学が職業実践専門課程の基本思想を引き取る形で成立したため、専門学校の振興を図る戦略的方向が一時見失われた

→ 再び、先導的試行という立ち位置から、職業実践専門課程の意義を確認し、制度の見直しと各課程の教育の高度化、より高い実践性の獲得を目指し、その充実を図ることが専門学校振興の中長期的戦略として求められている

（→全専各は、文部科学省令和3年度専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議の中心テーマに「職業実践専門課程の充実」を提案）

5. 職業実践専門課程認定要件の見直し（その1）

* 認定の仕組みの問題

職業実践専門課程の課題として、申請時また現状において認定要件をクリアしていない課程が明らかに存在する。

また要件を形式的にはクリアしているが、実質的に要件を機能させていないと思われるケースがあることを、三菱総研の調査は明らかに指摘している

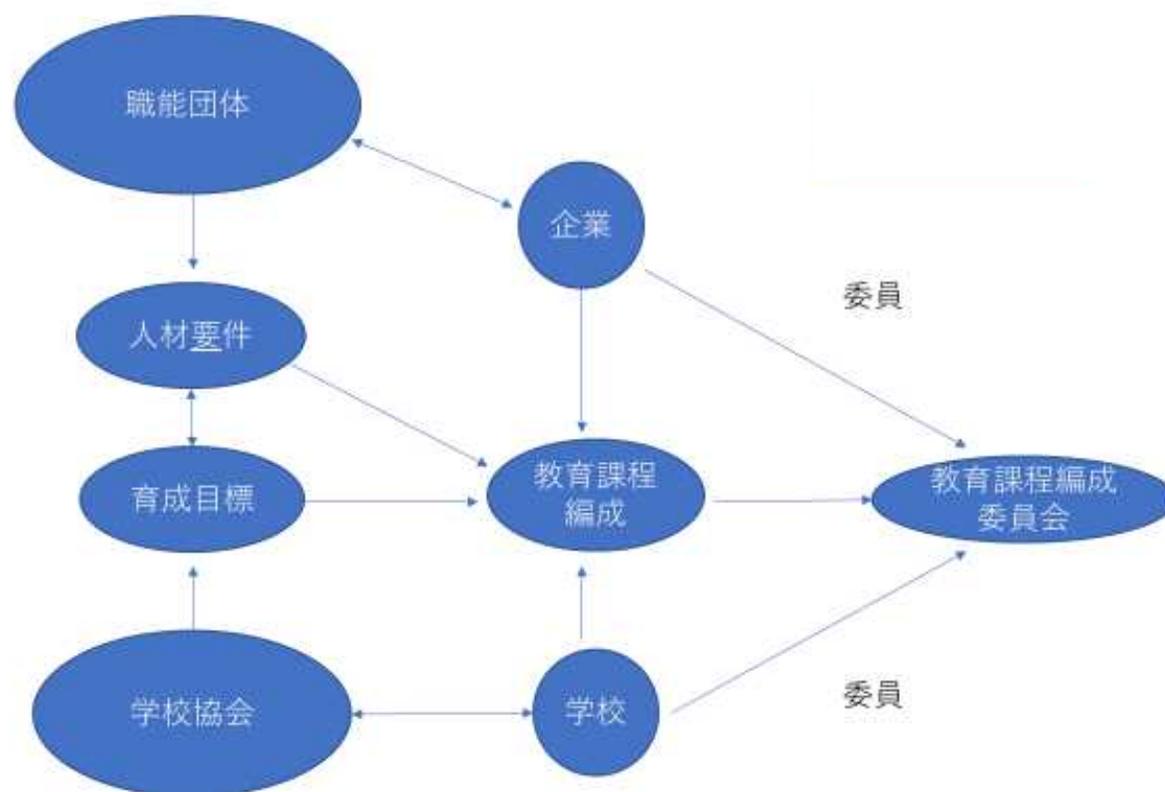
→フォローアップ調査の限界→第三者評価による適格認定の必要性→自治体のチェック強化

認定要件：教育課程編成委員会(1)

①各職種・業種分野における人材像・人材要件の標準化、
これに応じる学校側の各分野においても共通の育成人材像・学修成果
目標を定める、少なくとも検討する状況が必要

次ページ参照資料①参照

参照資料①教育課程編成の前提となる企業等と学校の連携



5. 職業実践専門課程認定要件の見直し（その2）

認定要件：教育課程編成委員会(2)

②企業と連携し、学校として、人材像・人材要件に照らして育成目標・学修成果目標を定め、そこから教育課程編成（カリキュラム編成）を行うことが大前提。その取り組みにおいて教育課程編成委員会の役割が定められる。この行程なしに、単に委員会をセットし開催すればよいとするのでは、職業実践専門課程の趣旨に則っているとは言えない

③委員に求められる要件、委員としての貢献についての評価方法などを定める必要がある

5. 職業実践専門課程認定要件の見直し（その3）

認定要件：企業等と連携した実習(1)

①企業等との実習の定義が必要

i) 分野によっては、秘密保持のため現場での実習が不可のケースも。企業課題への取り組みなど企業側主導の学内での実習の取り扱い。

ii) 演習等をもって企業等との実習としているケースをどうするか

②実習の成果目標、学校・企業・学生の役割、企業側の実習指導・評価者の要件、評価項目等を明示した各分野ごとのガイドラインが必要

5. 職業実践専門課程認定要件の見直し（その4）

認定要件：企業と連携した教員研修(2)

- ①研修は、教員による学修成果達成のマネジメントの一要素と捉えるべき
→後出参照資料②～④
- ②非常勤講師への研修を具体的に示す
- ③指導力向上研修には、企業との連携は必要なし

認定要件：学校関係者評価

- ①主体性を持たない委員会。PDCAのチェック等はいできない
→委員長が委員から選べるケースは稀れ。
→学校の教職員が委員になっているケースがある
- ②学校関係者評価委員の要件、委員の評価、評価の方法など全く定められていないため、評価の名に値しない
*但し、定期的にステークホルダーの総括的な意見を聴き、親交を深める機会としては一定の効果はある

職業実践専門課程による社会的信頼獲得に資する仕組みとしての

6. 公的助成と第三者評価

1. 職業実践専門課程認定校に関わる追加的経費への都道府県補助についての特別交付税措置（令和4年度から）

①19都道府県で職業実践専門課程への補助を実施

②職業実践専門課程は、企業との連携による教育を基本とするところから、地元産業と関係、学生の地場産業への就職など自治体にとっては重要な人材育成機関。その補助を推進するとともに、認定主体たる国も恒常的に支援すべきと全専各が働きかけたもの

2. 第三者評価

①職業実践専門課程の充実に向けた認定要件の適格認定や充実状況の把握が、従来のフォローアップ調査では、限界があるとの認識から、第三者評価導入の可能性が検討され始めている

②国や地方自治体の補助が進展していくにつれ、補助対象校の適格性確認の方法としての第三者評価が注目されることになる

③文部科学省委託事業として平成26年から、職業実践専門課程の第三者評価についての調査研究事業が継続して実施され、分野別、分野横断的共通評価基準の策定、モデル事業による検証、学校評価ガイドラインにおける第三者評価の定義と第三者評価団体の要件明確化など、見直しと改訂が予定されている

7. 専門学校全体としての課題と支援

前出「未・職業実践専門課程」と「非・職業実践専門課程」を含めた専門学校全体の振興という課題

職業教育のマネジメントの強化が必要！

- ①学校法人のガバナンス
- ②修学支援、知財措置等公的支援に対応するチェック・評価
- ③経営的基盤の脆弱さ 中期事業計画の欠如
- ④事業承継

支援項目

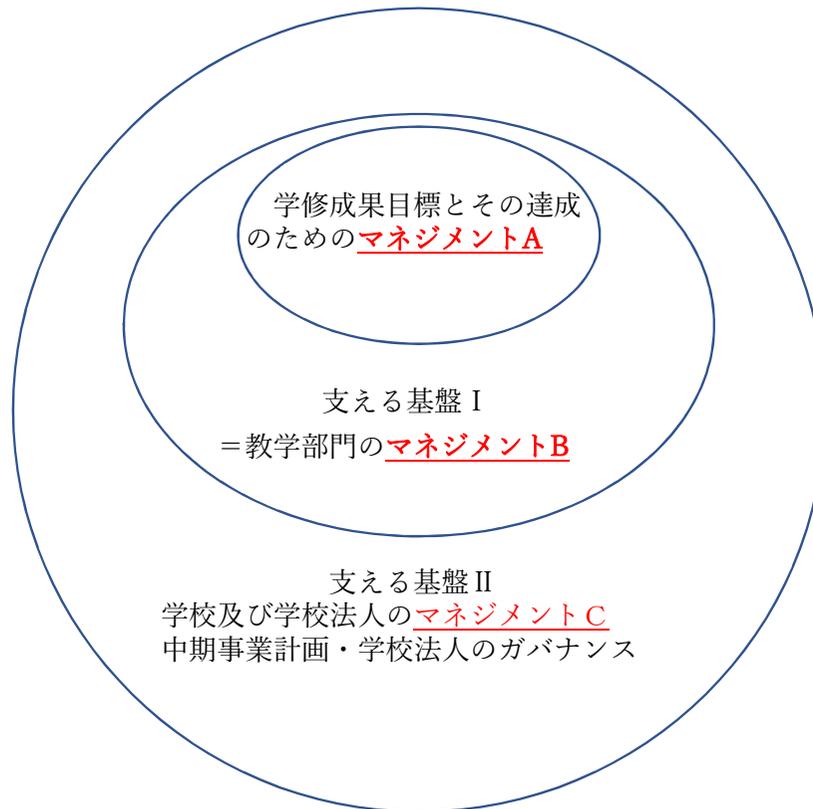
- ①人的・組織的対応力向上支援
- ②財務的安定 広報マーケティング力、開発・改善力向上支援

支援は誰が？

- ①行政（国・地方自治体）②専各協会、各分野学校協会③企業団体

参照資料②学修成果のために求められるマネジメント

マネジメントの構造



参照資料③職業教育のマネジメントとリーダーシップ

• * マネジメント

- マネジメントA → 学科の人材育成・学修成果目標の設定、教育課程編成、企業との連携開発、教員（非常勤含む）配置、教材・教育技法開発
- マネジメントB → FD、学修成果の把握・分析、卒業生調査、授業評価、教員評価、教員研修、教員採用、新学科開発、DO対策、就職対策、高校教員対策、
- マネジメントC → 理念・目標の設定、中期事業計画の策定、組織開発・体制整備、教職員の公平な人事処遇評価システムの開発、法人のガバナンス、コンプライアンスの確立、学校評価、情報公開の方針と対応

• * リーダーシップ

- マネジメントA → 学科長
- マネジメントB → 教務部長（Aへの関与あり、中程度）、学校長、理事長
- マネジメントC → 理事長（Bへの関与あり、大いに）

参照資料④学修成果を出すための教員マネジメントとは？

マネジメントA

(学修成果目標に向けたカリキュラムの作成)

→成果達成のための各科目への最適な教員配置 (非常勤も含む)

→大学との決定的違い

マネジメントB

教員の採用、育成 (研修等)、評価 (専門性、学生指導力、授業力等)

(A+B=ヒューマンリソースマネジメント)

マネジメントC

教職員の人事処遇システム (採用、育成、評価、昇進昇格、給与体系構築等)

ご清聴ありがとうございました